



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

128	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	1
129	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	2
130	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
131	"	( " ).....	2
132	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	3
133	"	( " ).....	3
134	"	( " ).....	3
135	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	3
136	道路の区域変更	(道路保全課).....	4

### ○ 訓令

*1	和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令	(公共建築課).....	4
----	--------------------------	--------------	---

### ○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	5
	"	( " ).....	5

## 告 示

### 和歌山県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
紀医新 17-26	峰小児科	紀の川市貴志川町長山277-284	令和 7. 10. 31
海南医新 46-27	川村小児科	海南市鳥居237	令和 7. 12. 20
東医新 8-26	稻生医院	東牟婁郡串本町串本1735-52	令和 7. 12. 20
紀医新 5-26	馬淵医院	紀の川市粉河2213	令和 7. 12. 22
橋薬新 37-29	おかむろ薬局	橋本市市脇一丁目65番	令和 7. 12. 31

紀医新 3-26	紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所	紀の川市中鞆渕911	令和 7.12.31
紀医新 59-31	紀の川市国民健康保険直営細野診療所	紀の川市桃山町中畑108-1	令和 7.12.31
岩歯新 5-26	西野歯科医院	岩出市北大池78-7	令和 7.12.31

## 和歌山県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬新 53-07	伊都薬局市脇	橋本市市脇一丁目65番地	令和 8.1.1
紀医新 68-07	紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所	紀の川市中鞆渕1634番地1	令和 8.1.1
橋薬新 52-07	バイカル薬局	橋本市岸上28番地の1	令和 8.2.1
東医新 42-07	うえどのクリニック	東牟婁郡串本町串本40-44	令和 8.2.1

## 和歌山県告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3011000 746	ふれあい工房わ ーくる	橋本市小原田127番	自立訓練（生活訓 練）	社会福祉法人博 芳福祉会	橋本市小原田127番	令和 8.3.31

## 和歌山県告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日

3011610 080	有田川町社会福祉協議会清水事務所居宅介護	有田郡有田川町大字二川820番地1	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町大字角75番地1	令和 8.3.31
----------------	----------------------	-------------------	----------------	-------------------	-----------------	--------------

## 和歌山県告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010600 041	アトランティス	田辺市高雄一丁目5番50号	就労継続支援B型	特定なし	合同会社シリウス	田辺市秋津町764	令和 8.2.1

## 和歌山県告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010300 162	せいえん！訪問介護	岩出市北大池87-4	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社晴縁	大阪府富田林市若松町西二丁目1702番地7	令和 8.2.1

## 和歌山県告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3020400 010	グループホームまごころ	有田郡有田川町下津野807-1	共同生活援助	特定なし	社会福祉法人千翔会	有田郡有田川町上中島859-1	令和 8.2.1

## 和歌山県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指定年月日

バイカル薬局	橋本市岸上28番地の1	—	前司奈子	令和 8. 2. 1
--------	-------------	---	------	---------------

和歌山県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町大内川字中垣内 512番3地先から同市中辺路町大 内川字岡崎555番地先まで	旧	3. 73 } 11. 27	101. 12	県道平瀬上三栖線との重用延長 101. 12メートルを含む。
同上	新	6. 86 } 12. 48	100. 97	県道平瀬上三栖線との重用延長 100. 97メートルを含む。

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁中一般  
各 かい

和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県営繕工事施行事務規程（平成6年和歌山県訓令14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(施行)</p> <p>第2条 公共建築課又は建設部において施行する営繕工事は、県有の建築物（附帯設備を含む。以下同じ。）の建築工事（維持修繕工事を含む。以下同じ。）又は県が受託した建築物の建築工事とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 1件の工事金額が<u>400万円</u>未満のもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(工事の施行依頼)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県有の建築物に係る営繕工事について<u>第1項</u></p>	<p>(施行)</p> <p>第2条 公共建築課又は建設部において施行する営繕工事は、県有の建築物（附帯設備を含む。以下同じ。）の建築工事（維持修繕工事を含む。以下同じ。）又は県が受託した建築物の建築工事とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 1件の工事金額が<u>250万円</u>未満のもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(工事の施行依頼)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県有の建築物に係る営繕工事について<u>前項</u>の</p>

の依頼をしようとするときは、総務部総務管理局管財課長との協議を経なければならない。

4 第 1 項に掲げる営繕工事を依頼した課長等は、財務規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、速やかに必要な歳出予算を公共建築課長又は建設部長に配当しなければならない。

(部分使用)

第 6 条 営繕工事の完成前に当該営繕工事を依頼した課長等から工事目的物の全部又は一部を使用したい旨の申出を受けた場合において、その理由がやむを得ないものであり、かつ、支障がないと認めるときは、公共建築課長又は建設部長は、当該営繕工事の請負人の同意を得たうえで当該申出を承認することができる。

2 略

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

略
営繕工事部分使用承認願
略
下記工事について、和歌山県営繕工事施行事務規程第 6 条の規定により、部分使用いたしたく承認をお願いします。
なお、使用にあたっては、 <u>県と請負人との間で締結した建設工事請負契約に従い、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、請負人に損害を及ぼし又は請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担する義務があることを了解します。</u>
略
略
略

依頼をしようとするときは、総務部総務管理局管財課長との協議を経なければならない。

4 前項に掲げる営繕工事を依頼した課長等は、財務規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、速やかに必要な歳出予算を公共建築課長又は建設部長に配当しなければならない。

(部分使用)

第 6 条 営繕工事の完成前に当該営繕工事を依頼した課長等から工事目的物の全部又は一部を使用したい旨の申出を受けた場合において、その理由がやむを得ないものであり、かつ、支障がないと認めるときは、公共建築課長又は建設部長は、当該営繕工事の請負者の同意を得たうえで当該申出を承認することができる。

2 略

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

略
営繕工事部分使用承認願
略
下記工事について、和歌山県営繕工事施行事務規程第 6 条の規定により、部分使用いたしたく承認をお願いします。
なお、使用にあたっては、 <u>建設工事請負契約書第 33 条の規定により、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、請負人に損害を及ぼし又は請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担する義務があることを了解します。</u>
略
略
略

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 17 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画緑地

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年2月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画公園

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課